



ラブアースこうか2007(甲賀市地球温暖化対策実行計画) 概要版

地球規模での温暖化の進行は、異常気象の多発化、海面上昇などに直接的な影響をもたらすとともに、生態系に深刻な影響を及ぼす人類共通の課題として認識されています。

我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を平成10年10月に公布し、地球温暖化対策の取組みとして、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責任を明らかにしました。

「ラブアースこうか2007(甲賀市地球温暖化防止実行計画)」は同法第21条に基づき、市の事務及び事業において温室効果ガスの排出抑制等の措置を講ずることによって、地球温暖化対策の推進を図ること、またその活動を通して、市民、事業者の地球温暖化防止に向けた自主的な取り組みを促すことを目的として策定したものです。

1 目標年度

平成23(2011)年度とします。

2 対象期間

平成17(2005)年度を基準年度とし、計画の対象期間を平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5年間とします。

3 対象ガス

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)とします。なお、他の3種(ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)六フッ化硫黄(SF₆)については、把握が困難であることから、本計画の対象から除外しています。

4 対象範囲

本計画の対象は、本市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスとします。

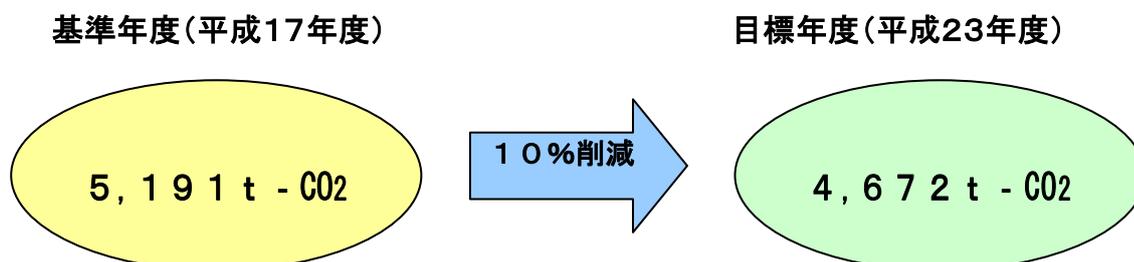
ただし、学校施設、第3セクター、上水道施設、下水道施設、財団法人の団体、指定管理者委託施設は現段階では対象としません。

5 目標

市役所の事務・事業から排出される温室効果ガス総量を平成23(2011)年度までに平成17(2005)年度比で10%削減する。

なお、対策の適用が市民サービスに影響を及ぼすことが予想される施設・設備(上水道施設・下水道施設)については、現段階では計画目標の範囲外としますが、排出量の把握は実施していきます。

基準年度に対して、温室効果ガス排出量を10%削減します



6 取り組み項目と目標

目標達成のための主な取り組みを以下に示します。なお、それぞれの取り組みについては、削減目標を設定し、実態に合わせて取り組むべき対策を図ります。

1. 電気使用量削減に関する取り組み

No.	取り組み項目	目標指標	CO2削減目標量
①	エコオフィス活動による削減	4%削減	119.0t
②	高効率照明への交換	1000台	11.9t
③	高輝度誘導灯への交換	100箇所	3.7t
④	設備改修による消灯	19,500kwh削減	6.9t

2. 空調関連設備の燃料使用量の削減に関する取り組み

No.	取り組み項目	目標指標	CO2削減目標量
①	空調施設改善による削減	21%削減(5年間)	34.3t
②	空調機器の省エネルギー機器への交換	27,213kwh削減	9.7t
③	出先機関の空調施設改善による削減	—	70.0t

3. 公用車の適正利用に関する取り組み

No.	取り組み項目	目標指標	CO2削減目標量
①	公用車の省エネルギー運転	4%削減	12.6t
②	ハイブリッド車の導入	5台導入	1.1t

4. 資源対策及び新エネルギーの導入

No.	取り組み項目	目標指標	CO2削減目標量
①	エコオフィス活動による再資源化	4%削減	7.0t
②	太陽光発電システムの導入	100kw	38.4t
③	木質バイオマス熱利用施設の導入	1基	167.4t

7 計画の実施と評価

本計画を推進するために、市役所に「最高責任者」、「環境管理委員会」、「環境管理責任者」、「環境リーダー会議」及び「新エネルギービジョン策定庁内検討チーム」を設置し、計画の着実な推進・点検に努めることとします。

また、甲賀市環境マネジメントシステムの運用により、職員一人ひとりの環境保全意識を高めるため、教育研修を実施します。

本計画に定める目標に対する達成状況を把握するため、庁内LANを活用した情報システムによりデータ入力を行ない、市役所全体の温室効果ガスの排出量について、毎年度、調査結果を公表するとともに、現行の温暖化防止策の実効性について評価・検討し、適切な見直しを図っていくものとします。